

福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金 (概要)

1 事業の目的

原子力災害により甚大な被害を受けた12市町村内において、働く場・買い物する場など、まち機能を早期に回復し、原子力被災事業者の事業・生業の再建に向けた取り組みを促進することを目的として、12市町村内において創業する者、又は、12市町村内で事業展開する者に対して、その事業に要する経費の一部を補助します。

12市町村：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

2 補助事業者等

- ① 公募開始日から遡って2年以内に創業した者又は創業する者
- ② 原子力災害時に12市町村内において事業を行っていなかった事業者であって12市町村内において事業展開を行う者

3 補助対象事業

補助対象事業者が12市町村内で行う、補助事業を実施するために必要な経費（施設等の購入・借入・整備費や設備費など）

4 補助対象経費の限度額及び補助率

- ① 帰還困難区域、特定復興再生拠点区域、又は、大熊町若しくは双葉町の旧居住制限区域若しくは旧避難指示解除準備区域で補助事業を行なう者
補助対象経費の限度額：30,000千円、補助率：補助対象経費の3/4以内
(補助金交付上限額は22,500千円です。)
- ② ①以外の12市町村内の区域で補助事業を行なう者
補助対象経費の限度額：10,000千円、補助率：補助対象経費の2/3以内
(補助金交付上限額は6,666千円です。※1,000円未満切り捨て)

5 補助事業の実施期間

補助金交付決定後から令和6年3月31日(日)まで

※補助対象事業は補助事業の実施期間内に完了する必要があります。

なお、補助事業者等の責めに帰さない事情がある場合を除き、年度を超えた事業の実施は認められませんので、ご注意ください。

6 公募期間

令和5年4月5日(水)～11月6日(月)

締め切り(1回目)令和5年6月5日(月)(以下いずれも当日消印有効)

締め切り(2回目)令和5年9月5日(火)

締め切り(3回目)令和5年11月6日(月)

(お知らせ) ※申請前に必ずご一読ください。

- 当補助金は、申請書に添付された事業計画などを外部有識者から構成される審査会において審査し、採択の可否を決定します。
事業計画書は、事業の概要、施設や設備等の必要性や効果を第三者に理解できるように具体的に記載していただく必要があります。また、提出書類に不備や不足がないようにご注意ください。
- 当補助金の申請書類の提出に際しては、大企業を除き、認定経営革新等支援機関（認定支援機関）によって事業計画の妥当性や実効性を確認した「認定支援機関確認書」（様式第2号）が必要です。
認定支援機関は、商工会・商工会議所、金融機関、公認会計士、税理士、中小企業診断士など福島県内で約400の機関や人が認定を受けています。
詳しくは、以下のホームページをご覧ください。
東北経済産業局 HP : http://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/kyokashien.html
中小企業庁 HP : <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kanan.htm>
公募締め切り日が近づくと認定支援機関に確認を依頼しても間に合わない場合がありますので、3週間以上の余裕を持って依頼してください。
- また、原子力被災事業者の復興の動向等を踏まえつつ、原子力災害からの復興に向け12市町村が定めた復興計画、長期計画及びこれらに類する計画に沿った事業であることを12市町村が確認した「市町村復興計画等確認書」（様式第3号）が必要です。公募締め切り日が近づくと12市町村に確認を依頼しても間に合わない場合がありますので、余裕を持って依頼してください。
- 公募の締め切り後、申請書の内容の確認や補正、審査会の開催などを行うため、交付決定までは1か月半程度かかる見込みです。
交付決定日以降に新たに実施する施設等の購入・借入、整備費や設備費などが補助対象となります。事前着手の承認を受けた場合を除き、交付決定日より前に着手した経費は補助の対象となりませんので、ご注意ください。
- 当補助対象事業の実施期間は、交付決定日から令和6年3月31日（日）までです。
補助事業者等の責めに帰さない事情がある場合を除き、年度を超えた事業の実施は認められませんので、ご注意ください。
- 申請にあたりご不明な点については、県庁経営金融課（創業等支援補助金担当）までお問い合わせください。
電 話 : 024-572-7019
受付時間 : 8:30~17:15/月~金曜日（土・日・祝日を除く）